

労働者派遣のマージン率等の係る情報提供

労働者派遣法第23条第5項に基づき、次の項目について情報を公開いたします。
(対象: 令和5年度(令和5年4月～6年3月))

1、労働者派遣の実績及びマージン率等

- ① 6月1日付派遣労働者数 7 名
- ② 派遣先事業所数(実数) 1 事業所
- ③ 労働者派遣に関する料金の額の平均額 15,542 円
(8時間 全業務平均)
- ④ 派遣労働者の賃金の額の平均額 9,600 円
(8時間 全業務平均)
- ⑤ 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合(マージン率(③-④)÷③)
38.2 %

マージン率の内訳について

契約料金の中で最も多くの比率を占めるのが派遣スタッフの賃金となります。その次が、健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険など各種社会保険料の会社負担分の費用となります。また派遣スタッフの皆さまが取得される有給休暇についての費用も雇用主負担となります。その他、事務費用等が発生します。これらすべてを差し引いた利益が営業利益となります。

2、派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練種別	対象者	方法	実施主体	一人当たりの平均実施期間	費用負担額	賃金
工場ルール、製品知識、品質知識	雇入時	OJT	派遣先	2時間	無償	有給
マシンオペレーション訓練	派遣中	OJT	派遣先	2時間	無償	有給
マシントラブルシューティング訓練	派遣中	OJT	派遣先	2時間	無償	有給
ラインリーダー育成教育	入職3年目	OJT	弊社・派遣先	2時間	無償	有給
資格習得推進	入職4年目	OJT	弊社・派遣先	2時間	無償	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口
連絡先

相談窓口 原山
電話番号 026-221-1839

3、派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- 労使協定を締結していない
- 労使協定を締結している
- ・協定対象者の範囲(無期雇用社員全員)

三立電機株式会社
許可番号 派20-300427